

専任技術者証明書(更新)

既に届け出たとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法第7条第2号} \\ \text{法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する下記の専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事

殿

申請者

印

記

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分	生年月日